

## 介護給付費算定（加算）の届出の時期及び提出書類一覧（居宅介護支援）

### （１） 届出の趣旨

介護保険制度では、人員配置やサービス提供の体制内容により、算定される報酬額が異なる場合があることから、当該体制状況や各種加算等の算定要件等を確認するため、「介護給付費算定に係る体制等届出書」により、下記事項について届出を求めています。

については、「新たに介護保険事業者の指定を受ける場合」又は「指定を受けた後、体制等に変更が生じ、新たに加算等を算定する（又は算定しない）こととなった場合」は、体制等の届出を行ってください。

### （２） 届出の時期と算定開始時期について

| 届出の時期  | 算定開始月                       |
|--|-----------------------------|
| 毎月 15 日以前に提出   | 翌月から算定                      |
| 毎月 16 日から月末日の間に提出  | 翌々月から算定                     |
| ※事業所の体制等が加算等の算定要件の基準に該当しなくなった（該当しなくなる事が明らかになった）時は、すみやかに体制届を提出してください。 | 基準に該当しなくなった日から加算等の算定は行えません。 |

### （３） 提出書類

- ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１）
- ③添付書類（下記のとおり）

| 加算項目                         | 添付書類等  |
|------------------------------|--|
| 特別地域加算                       | （特になし）   |
| 中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況） | （特になし）<br>※特別地域加算が「1 なし」の場合は「2 該当」、「2 あり」の場合は「1 非該当」に○を付けること。  |
| 中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況） | 別紙２ 中山間地域における小規模事業所加算（規模に関する状況）に係る届出書（居宅介護支援事業所）   |
| 特定事業所集中減算                    | 年２回、別途通知します。   |
| 特定事業所加算                      | ・別紙３ 特定事業所加算・ターミナルケアマネジメント加算にかかる届出書<br>・別紙３ - ① 居宅介護支援における特定事業所加算に係る基準の遵守状況に関する記録（保存用）<br>・他法人の居宅介護支援事業者と共同で実施する研修会等の計画書 |
| ターミナルケアマネジメント加算              | ・別紙３ 特定事業所加算・ターミナルケアマネジメント加算にかかる届出書  |

※「体制届」提出の際は、加算等の算定要件を関係告示や通知等により必ず確認してください。